

# 明治期の町村での救済事業の内容と構造 1

— 明治35年凶作と窮民凶作救済要求運動を中心に —

## An Outline of Relief Work in Towns and Villages in the Meiji Era (1)

— On the famine in the 35th year of the Meiji Era and the movement of seeking relief of the poor —

菊池 義昭\*

Yoshiaki Kikuchi

はじめに

筆者は、これまで1905（明治38）年の福島県、宮城県、岩手県の三県を中心に起った大凶作（明治38年東北三県凶作）の実態と、その救済活動の内容と構造について一連の研究<sup>1)</sup>を進めていた。この研究を通じて、この凶作に対する救済活動の中心は、国内及び海外の民間の救済団体等からの救援活動であった。具体的には、①貧児（身売り子女）、孤児、貧老のような生活自立ができない者は、岡山孤児院、救世軍、大阪養老院等の西日本を中心とする救済施設（団体）に收容されて生活の途を得、凶作地が復興した2、3年後に大半が帰宅していた。②貧農を中心とする窮民は、欧米等のキリスト教関係者等からの義捐金と国内からの義捐金の配分金で、食糧等の給与を受け飢えを凌いだ。特に、宮城県、福島県等のキリスト教関係者は、凶作地を訪問し窮民に国内外の義捐金を直接給与し、最も積極的な活動を展開した。これらが、明治38年凶作における救済活動の中核で、国、県等の行政機関の救済は、地租免除と窮民を使役する土木事業等の間接的救済で、直接的救済はほとんど見られなかった。

ただ、これに加えて、窮民自身がこの凶作を乗り切るための行動として注目できるのが、青

年男子のハワイ等への出稼ぎ、海外移民であり、北海道への移住<sup>2)</sup>であった。窮民自身の活動については、もう少し研究を深めて行く必要があるが、この凶作に対する救済を含めた、窮民たちの乗り切り策は、①子どもや老人等は、救済施設等に收容を依頼し、②青年はハワイ等に出稼ぎに行き、故郷に仕送をする。③残った家族（大人や乳児）は、海外等からの義捐金と土木工事の賃金等で生活を凌ぐという内容（構造）が浮かんでくる。それに、④婦女子の身売りを加えた4本柱が、窮民たちのこの凶作の乗り切り策であったと言えよう。なお、身売りについては、その事実は確認できるが、数量的把握に至る資料は見当たらない。

これが、明治38年凶作における救済等の内容の概略であるが、実は、この内容は、その3年前（明治35年）に起った、同様に近い規模の凶作（以下明治35年凶作）の延長上にあることを忘れてはならない。そこで、今後は、それとの関連について福島県を例えにして分析して見る。まず最初に明治35年凶作の被害の実態と窮民の動向を中心にまとめ、その後に救済活動の内容を分析し、両者を比較しながら、その関連性等について検討してみる。

今回は、前者の窮民の動向のうち、福島県内各地で、窮民化した農民が、国や県等に扶食料

\* 児童学専攻

貸付等の請願活動を展開した事例を、『福島県庁文書』等に残っている資料を使ってまとめる。特に、窮民を救済の対象と捕らえるだけでなく、窮民自身が凶作を克服するために行った活動の内容と実態という視点から分析して見る。窮民自身の活動は、凶作救済に対する要求運動の側面を持っており、このような運動が展開できた背景やその意識についても検討を加えてみたい。

なお、本稿をまとめるに当っては、『福島県庁文書』（福島県歴史資料館蔵）中の『明治三十五年凶作関係書類』（1527）、『明治三十六年凶作関係書類』（1529）、『同左』（1530）他を使用するが、前者3資料は、当時の福島県庁等が凶作救済等を実際に実行するための文書類で、貴重な一次資料である。ただ、ページが付されてないため、資料の引用に当っては、本文中の適当な箇所に引用文書番号を明記することにし、註はつけないことにする。

### 1. 明治35年凶作の被害状況

明治35年凶作は、初夏以来の低温とによる冷害と、それに追い打ちをかけるように襲ってきた1902（明治35）年9月28日の台風で稲作を含めた全ての農作物等が大打撃を受け、凶作が決定的<sup>3)</sup>となってしまった。つまり、凶作の原因は冷害と台風による二重の被害によるもので、まず、台風の被害から見て行くことにする。

#### 1) 9月28日の台風による被害状況

この台風は、28日朝房総半島南端をかすめて東京に上陸し、新潟県から日本海に抜け、北海道北部を通過して、29日朝にはオホーツク海に達した、超大型台風<sup>4)</sup>であった。平均時速100km、最大瞬間風速103mを記録し、風水害がひどかったのは、千葉県、茨城県、群馬県、福島県、山形県であった。福島県での被害は、死者102人、負傷者469人、住家の全潰6,226戸、半潰2,752戸、破損30,205戸、流失60戸等であった。水害による耕作地の流失、欠潰は、田畑878.6727町歩（140,659円85銭6厘）<sup>5)</sup>であった。これを各郡市別に見ると表1のようになり、南会津郡

耶麻郡、河沼郡等の会津地方と、田村郡、石川郡の県中山間部が大きな被害を受けた。

＜表1＞台風による田畑の被害状況

郡市名	被害段別	
	町	戸
南 会 津	352.3013	37,107.300
北 会 津	86.8627	14,266.130
耶 麻	205.8919	40,417.356
河 沼	89.0324	19,865.120
大 沼	1407	29.820
石 川	2.5518	583.180
田 村	63.5902	13,043.400
石 城	62.6309	12,535.510
若 松 市	15.6528	2,812.040
合 計	878.6727	140,659.856

（『明治三十五年福島県凶荒誌』24頁より作成）

具体的には、「伊達郡霊山安達郡木幡、羽山ノ二山、田村郡大滝根、片曾根、移ノ諸山、石川郡蓬田嶽、相馬郡花塚山ノ付近ニ位スル村落ハ頗ル惨憺タル状況」<sup>6)</sup>であり、かつ「南会津郡伊南川沿岸ハ其被害激甚ヲ極メ大川及阿賀川ニ沿フ南会津、北会津、耶麻、河沼ノ各郡」<sup>6)</sup>の損失も大きかった。つまり、福島県の中央部を縦断する阿武隈山系付近の村々と会津地方の伊南川、大川、阿賀川沿岸の村々が大きな被害を受けたようである。

この他、道路、橋、河川等の損害も大きく、県ではこの台風による罹災者救助費と水害土木工事の費用を次のように算出している。（表2）

この試算は、この被害に対し災害救助費の国庫補助24万円余を受けるべく、1902（明治35）年10月27日付（号外）で内務大臣宛に提出した「風水害並凶荒被害ニ関スル救助ノ儀ニ付具状」の中に出てくる数字であり、信頼性が高いと言える。両者の費用を合すると1,016,300円40銭に達し、これは、当時の福島県の年間歳出の約90.4%という多大の金額になった。なお、国への補助金具申は却下されてしまうが、これが、台風による被害の実態であったと言える。

#### 2) 凶作の被害状況

凶作による被害は、稲作等の農作物への被害で、当然先の台風による農作物への被害と重な

<表 2> 台風の被害復旧（救助）費の試算

罹 災 者 救 助 費		水 害 土 木 費	
科 目	金 額 (内訳を含む)	科 目	金 額
小屋掛料	36,435円 住家潰倒平数8,097戸の内救助戸数4,858戸一戸平均 7円50銭	道 路 費	15,606円
食 料	412,035円75銭 被害戸数26,161戸人口183,127人 1人1日白米2合5 勺とし50日分、此石数22,890石8斗7升5合代金1 石18円の割	橋 梁 費	54,111円
種 穀 料	86,575円 被害戸数17,315戸 1戸平均5円	治 水 費	305,769円
		郡市町村補助費	100,000円
		県郡庁舎其他県 有建物修繕費	4,768円65銭
		郡初期旅費及通信費	1,000円
計	535,045円75銭	計	481,254円65銭

(『同上』17頁から18頁より作成)

り、甚大なものであった。

県では、農作物の凶作による被害状況を調査するため、1902（同35）年12月24日付（福島県令第4号）<sup>7)</sup>で、農作物の収穫皆無地調査を命じた。調査の結果、最も被害が大きかったのは、田村郡で、次が安達郡、安積郡と続き、各郡市別の状況は表3のようになる。このため、米の

収穫高は、平年の40.5%減に落ちこんだ。

## 2. 窮民の状況と生活の実態

### 1) 郡市別の窮民の状況

農作物等への多大の被害は、当時の福島県の人口の大半を占めていた農民の多くを困窮化させ、窮民に転落する状況を招いた。県では1902（同35）年12月から各郡市を通して、各町村に「飢餓ニ迫ル」窮民の調査<sup>8)</sup>を命じ、その結果は表4のようになった。（なお、この表は一部町村が欠落しており不十分なところがある。たとえば、岩瀬郡は12町村のうち7町村<sup>9)</sup>の数字しか判明していない。）

この調査結果を見ると、「凶作ニ基因シ現ニ飢餓ニ迫ルモノ」が、県全体で8,180戸（49,082人）「同上三ヶ月後飢餓ニ迫ラントスル眞アルモノ」は22,754戸（74,726人）もあった。これを合すると37,924戸（123,808人）が窮民化しつつある状態にあった。これは当時の県全戸数の18.8%（人口の15.7%）を占めるという驚くべき数字であった。中でも、最も窮民（前者と後者の合計）が多かったのは安達郡の3,255戸（21,427人）で、次が田村郡2,904戸（20,716人）、

<表 3> 凶作による田畑の被害状況

郡市名	被害段別	被害金額
	町	円
信 夫	58.0218	12,852.740
伊 達	372.3121	94,016.390
安 達	1,456.5717	332,856.818
安 積	1,132.9301	246,437.740
岩 瀬	941.6823	168,094.300
南 会	956.5803	76,793.780
北 会	495.7607	91,127.790
耶 麻	922.6307	143,526.460
河 沼	490.3702	107,031.470
大 沼	250.4615	36,048.900
東 白	963.0520	115,964.320
西 白	531.6004	99,176.180
石 川	797.5507	105,110.070
田 村	3,847.8214	656,210.280
石 城	789.9325	149,663.370
双 葉	494.5915	84,212.890
相 馬	776.4513	136,621.710
合 計	15,279.3902	2,655,745.208

＜表4＞郡市別の窮民数と割合

郡名	戸数	人口	凶作ニ基因シ 現ニ飢餓ニ迫ルモノ				同左三ヶ月後飢餓 ニ迫ラントスル虞アルモノ				合 計			惣戸数ニ対シ 飢餓ニ迫ルモノ ノ百分比例		
			戸数	人 口			戸数	人 口			戸数	人 口		戸数	人口	
				男	女及ヒ 老幼	計		男	女及ヒ 老幼	計		男	女及ヒ 老幼			計
信 夫	6,144	41,482	241	354	1,091	1,445	219	351	860	1,211	460	705	1,951	2,656	7.5	6.4
伊 達	14,541	103,058	1,154	1,887	4,638	6,525	1,261	2,448	5,205	7,653	3,767	4,335	9,843	14,178	19.0	13.7
安 達	12,767	92,505	1,706	3,557	7,255	10,812	1,549	3,367	7,248	10,615	3,255	6,924	14,503	21,427	25.5	23.2
安 積	8,592	57,952	290	458	1,046	1,504	1,090	1,622	4,051	5,673	1,350	2,080	5,097	7,177	15.7	12.3
岩 瀬	2,942	19,389	549	1,021	2,379	3,400	353	671	1,624	2,295	902	1,692	4,003	5,695	30.7	29.4
南会津	4,421	29,094	481	793	1,777	2,570	708	1,235	2,559	3,794	1,189	2,028	4,336	6,364	26.9	26.9
北会津	4,283	32,302	47	92	205	297	115	214	519	733	162	306	724	1,030	3.8	3.2
耶 麻	7,268	49,616	546	1,100	2,064	3,164	523	961	2,009	2,970	1,069	2,061	4,073	6,134	14.7	12.4
河 沼	6,583	46,050	175	242	537	779	234	387	809	1,196	411	629	1,346	1,975	6.2	4.3
大 沼	6,298	36,451	325	596	1,284	1,880	405	770	1,449	2,219	734	1,366	2,732	4,099	11.7	11.2
東白川	3,895	28,959	57	61	222	283	485	697	2,129	2,826	542	758	2,351	3,109	14.0	10.7
西白河	8,285	56,930	597	1,088	2,473	3,561	883	2,017	3,909	5,926	1,480	3,105	6,382	9,487	17.9	16.7
石 川	5,505	36,687	479	755	1,918	2,673	774	1,383	3,517	4,900	1,253	2,138	5,425	7,573	22.8	20.6
田 村	13,076	95,147	783	1,601	3,496	5,097	2,121	4,543	11,076	15,619	2,904	6,144	14,572	20,716	22.2	21.7
石 城	2,072	15,308	122	264	565	829	183	315	854	1,169	305	579	1,419	1,998	14.7	13.1
双 葉	3,118	22,970	145	326	747	1,073	449	897	2,150	3,047	594	1,223	2,897	4,120	19.1	17.9
相 馬	3,435	26,788	483	975	2,215	3,190	431	876	2,004	2,880	914	1,851	4,219	6,070	26.6	22.7
合計	113,193	790,688	8,180	15,170	33,912	49,082	11,753	22,754	51,972	74,726	21,291	37,924	85,884	123,808	18.8	15.7

(『明治三十五年福島県凶荒誌』66頁, 67頁より)

伊達郡3,767戸(14,178人) 西白河郡1,480戸(9,487人), 石川郡1,253戸(7,573人)と続いた。また、窮民の戸数比率(人口比率)で見ると、最も比率が高いのは岩瀬郡で30.7%(29.4%)<sup>9)</sup>と1/3弱が窮民化してしまった。次が南会津郡, 相馬郡, 安達郡, 石川郡, 田村郡と続いた。これらの郡の大半は、県の中央部を縦断する位置にあり、阿武隈山系を抱える地域であった。つまり、当然のことながら前述の被害地域とほぼ一致した。

## 2) 町村別の窮民状況

次に、町村別の窮民状況を見ていくと、これも前節の農作物の被害との関係が当然出てくるわけだが、むしろ窮民の質量の大小が被害の大きさを直接物語るといってよいであろう。各町村の窮民状態については、前項の表4の基礎資料となった『明治三十五年福島県凶荒誌』の資料(182頁から295頁)を使って、全戸数(人口)の30%以上窮民化した町村をまとめてみた。(表5)ただし、これも一部の町村に欠落があ

る。

この表を見ると、30%以上の窮民のいる町村が一番多かった郡は、安達郡の10村で、次が田村郡の9町村, 南会津郡の7村と続く。窮民割合が最も多かった町村は、安達郡高川村で全村民が窮民であった。次が同郡新殿村の98.3%, 岩瀬郡稲田村の90%, 田村郡沢石村の77.7%で、窮民人口率50%以上の町村の地域的狀況を見ると、やはり、阿武隈山系と岩瀬郡, 南会津郡の山間部の町村となり、これらの地域に窮民が最も多かったことがわかる。この調査は、12月からのもので、2月、3月の積雪期には当然窮民は増加し、一層窮乏化することは明らかであった。

## 3) 窮民の生活実態

### (1) 県が見た生活状況

飢餓に迫る窮民は、どんな生活状態におかれたかという、県が1903(同36)年1月23日付(庶第111号)で内務大臣宛に報告した「凶作状況報告」の中で、そのことを次のように記して

〈表5〉 各町村別の窮民数と割合

郡名	町村名	合 計				全戸数全人口 に対する割合	
		戸数 (戸)	人 口			戸数	人口
			男 (人)	女及 老幼(人)	計 (人)		
信	土湯村	28	59	118	117	31.8	26.8
伊達郡	富野村	186	376	512	888	57.1	36.2
	上保原村	71	139	266	405	30.9	20.3
	小手村	126	266	584	850	37.5	32.4
	小嶋村	99	184	473	657	41.6	35.5
	福田村	95	249	537	786	28.8	30.9
安達郡	上川崎村	123	226	546	772	33.1	25.3
	仁井田村	34	52	149	201	31.5	25.6
	岩根村	91	126	425	551	35.5	28.8
	高川村	384	762	1,948	2,710	100.0	100.0
	白岩村	270	810	1,350	2,160	45.7	48.8
	石井村	152	331	843	1,174	37.3	29.8
	木幡村	297	516	1,202	1,718	62.0	43.3
	戸澤村	160	480	610	1,090	38.4	37.8
	新殿村	483	1,449	1,932	3,381	90.6	98.3
安積郡	旭村	290	504	1,178	1,682	68.2	55.6
	富田村	105	167	400	567	42.5	29.4
	喜久田村	212	323	744	1,067	70.8	36.7
	月形村	99	248	396	644	33.3	33.3
	中野村	46	138	193	331	33.3	33.3
	三代村	57	108	280	388	47.9	46.3
岩瀬郡	赤津村	60	117	279	396	38.0	30.8
	稲田村	347	694	1,618	2,312	92.0	90.0
	長沼町	159	283	691	974	32.8	30.1
南会津郡	牧本村	187	369	811	1,180	55.7	50.5
	荒海村	230	409	890	1,299	58.2	52.7
	舘岩村	160	205	383	588	50.0	31.4
	伊南村	132	262	553	815	53.0	48.4
	大川村	61	100	214	314	80.3	67.5
	桧枝岐村	41	65	147	212	61.2	54.9
	小梁村	34	58	139	197	32.4	31.7
	八幡村	31	55	125	180	30.7	27.3
耶麻	北山村 外ニ分ルハ	148	247	578	825	32.0	25.1
	吾妻村	186	423	537	960	58.5	40.0

郡名	町村名	合 計				全戸数全人口 に対する割合	
		戸数 (戸)	人 口			戸数	人口
			男 (人)	女及 老幼(人)	計 (人)		
大沼郡	永井野村	145	281	524	805	40.1	28.7
	東川村	32	268	394	662	45.9	48.8
	大芦村	32	140	309	449	38.0	30.5
西白河郡	西郷村	252	611	1,313	1,924	38.5	39.9
	白坂村	60	100	307	407	51.3	39.9
	關平村	137	402	420	822	55.7	46.6
石川郡	蓬田村	203	253	869	1,122	55.0	47.1
	小平村	247	335	1,060	1,395	66.6	61.2
	山橋村	101	248	545	793	30.0	34.2
田村郡	逢隈村	19	21	85	106	39.5	28.0
	小泉村	37	88	228	316	33.6	36.2
	飯豊村	161	397	785	1,182	38.8	34.3
	小野新町	165	317	1,030	1,320	39.0	32.7
	大越村	128	278	713	990	33.8	32.7
	常葉町	420	677	2,032	2,709	69.4	66.4
	美山村	102	221	472	693	44.9	41.5
	瀬川村	178	379	912	1,291	48.5	46.6
石城郡	澤石村	204	519	1,123	1,642	76.3	77.7
	荷路夫村	17	22	64	86	34.7	22.5
	川前村	138	297	573	870	58.1	55.2
双葉郡	上小川村	11	27	64	91	67.9	73.7
	広野村	113	333	574	907	31.8	33.0
相馬郡	川内村	236	395	1,270	1,665	66.5	72.7
	菊野村	15	36	70	106	36.1	3.3
	島津組合村 島尾	184	364	787	1,151	57.3	45.8
相馬郡	山上村	96	206	445	651	41.9	37.9
	玉野村	54	106	215	321	65.1	65.8
	新舘村	206	455	853	1,308	64.8	59.3
	大須村	75	165	359	524	74.3	67.3
	飯會村	178	318	898	1,216	67.2	63.2
	石橋村	97	170	417	587	71.9	70.0

〈注〉 信→ 信夫郡 (『同上』 182頁から295頁の「窮民調表」より作成)

いる。「中流以下一般ノ食料ハ麦大根及甘薯等ノ「かて」ヲ交ヘサルモノハ無之其下流乃チ細民ニ至リテハ少量ノ米ニ大根ノ干葉豆腐滓等ヲ混炊シ或ハ粥トシ其甚敷ニ至リテハ山午莠ノ葉蕨ノ根葛ノ根及櫛柎ノ實等ヲ採取シ又藁若クハ竹ノ實(本年山間ノ地ニ於テハ竹ニ實ヲ結ヒタルモノ多シ)ニ米粉ヲ混シ餅様ノモノヲ製シ食用ト為スモノアリ藁餅ノ如キ

ハ一時細民間ニ流行<sup>10)</sup> したとし、中流以下の人々は外国米等に大根等を混ぜた大根飯を食べ、下流の細民は少量の米に大根の干葉を入れた粥、そして、蕨の根、櫛の実、藁、竹の実を米粉に混ぜた餅を食べるといった状況であった。このような食生活でも「下層ノ細民ハ多ク平常食ニ馴レツツアルヲ以テ比較的痛痒ヲ感セサルニ似タ

り然レトモ其上即チ中等位ニ至ル者ハ非常ニ痛苦ヲ感スルモノノ如シ何ントナレハ平時漸ク自家ノ収穫米ヲ以テ糊口ヲ營ミ来リタル」<sup>90</sup> ためと、この凶作により窮民化した人々が精神的にも深刻な状況に陥ったようである。また、質屋の利用や犯罪が増加する一方、婚礼準備は減少し、小学校の生徒も減少傾向にあり問題となっていた。その原因は「労働ノ補助」に使われることや弁当が持参できないためであった。

窮民の冬期間にできる仕事は炭焼で、1日10銭前後の賃金で生活していた。また「本年養蚕ノ収入ヲ予定シ之ヲ担保トシ又農桑時ニ於ケル日雇賃ヲ前借シ頼テ飯米ノ資料ニ充ツル」<sup>91</sup> 者等もいるが、いまだ餓死する状況ではなかった。ただ、「三四月若クハ五六月（積雪劇甚ノ地方ニ在リテハ目下已ニ二食ニ減シ或ハ絶食ノ貧民アリト云フ）ノ交ニ至ラハ活路ニ彷徨スルモノ多々相生ス」<sup>92</sup> の状況で、春からの農作業が不可能になることが懸念される現状にあると報告していた。

これは、県が見た県内の窮民状況であるが、この報告書を作成するに当っては、県属等を各郡に派遣し、窮民の状況を視察<sup>93</sup> してのもので信憑性は高いと言える。県側も窮民が餓死する可能性に付言しており、窮民の生活状況は、生命的な危機に瀕する状況に近づいていた言えよう。

## (2) 新聞が見た生活状況

『福島民友新聞』では、凶作地の窮民の実態を知るため、1903（同36）年3月27日から安達郡、田村郡に特派員を派遣し、各町村の窮民の生活状況や凶作救済の現況を「凶荒地踏査」として44回（5月20日まで）に亘って連載した。これを読むと3月下旬前後の最も困難な時期の、最も貧しい窮民の生活実態が理解できる。ここでは、その中から安達郡太田村の窮民の事例を紹介する。記事を読めば窮民の生活実態がわかるので説明は加えないが、前項の県の報告を具体例で示したものであり、3、4月中に餓死者を予感させる実態を読み取ることができる。

### 凶荒地踏査（三）特派員

（三月二十八日）太田村にて  
荒氏の案内を得て初めて足を安達郡貧民窟に入る即ち小浜町の最も窮民多き字新町の西端なり、先ず□□□□を見舞へしも家族悉く外出してあらず、其住家は僅か九尺二間程の間を借り四辺は破れたる障子若くは簾を以て圍ひあるも風の夜は灯火し能はず床は地上僅かに三寸程にて敷物は藁を編みたるものにして簾らしきものさへあらず如何にして飯を焚き又湯を沸かすやら鍋釜土瓶さへなかりき其近辺の者に寝眠状等を問ひしに

私の所もお覧の如く一枚の布団ある許りにて家内三人豕の如く団子のやうに丸まりて寝るのは勿体ない位□□□様は其所に布いてある藁を一枚敷いて一枚を被て寝るのです。米ですか私の所も同様今夜食ふ米もないのです

□□□は人に働われて山稼ぎに行きたりと云ふ、想ふに鍋や釜のなきは今朝飯を食ふて直に入質せしならん更に□□□の家族を見舞ふ、これ又□□□の住宅と大差なく予は無遠慮に首を前に差出したる時一種異様の臭気に打たれた。而して□□が妻の語る所如何に憐れなるかを見よ

妾は盲目で致方ありません、亭主は今朝遠山に参りました、此所に居るのは息子で近村に樽拾ひに行つて今帰つた許りです、息子は毎日十銭か八銭位稼ぎ亭主も毎日米一升宛になりどうか食つて行けます

と語る其の容貌蒼白裸体の俛にて煎餅布団の綿などの這入り居べしとは思はれざるを炬燵に懸け温たまり寒さに身を顫はし乍ら語る心の中實に憫むべき程なりき、道を転じて大字西勝田に至り三四戸を訪づれたるも不在の爲め唯一戸を訪ふて帰れり其家の主人の語る所は

去年の風で家が潰れる、畑作も田作も取れず、去ればと云ふて飯を食はねば死んで終ふので旦那様（荒巡查を指す）方が八釜ましく仰やっても、山に行つて枯柴を拾つたり、草の根を堀つて食ふほかないのです、

朝飯をも昼飯をも鹽なめて夫婦して食べて居ります（以下略）  
 (明治36年 4月 1日付)

3. 窮民の嘆願、請願の状況と内容

1) 嘆願書、請願書の概要

このように、この凶作による農作物の被害と、その被害のために窮民化した農民は12万人以上に達し、その生活は飢餓に瀕していた。このような状態にあった窮民が、ただ手をこまねいて、県等の行政機関等からの救済を待つという受動的な姿勢だけであったかという、そうではな

かった。国や県等の行政機関に嘆願や請願を実施し、凶作による生活の危機的状況を能動的に改善する動きがあった。その動きを知る資料として、『県庁文書』(1527.1529.1530)の中に綴られた県への「嘆願書」、「請願書」の概況をまとめると表6のようになる。

これらの嘆願、請願の特長をまとめると、まず第一に、嘆願や請願が米作等の不作が決定的となった直後の10月中旬から実施されていたことである。10月中旬に14件の請願等が提出され、半数以上がこの月であったし、11月、12月を合せると20件に達し、大半が年末までに出されていた。これは、10月時点で凶作になることが明

<表 6>各町村からの嘆願、請願一覧

年 月 日	発 起 人	郡 町 村 名	嘆 願, 請 願 の 内 容	窮 民 率
明35年(10月11日)	玉川伊三次外116人	岩瀬郡牧本村	地租延納(文書なし)	50.5
同年10月20日	和知菊之助他80人	西白河郡西郷村	生計の保護, 実況調査	39.9
同年10月20日	仁平留吉他330人	西白河郡西郷村	自活と納税への配慮と視察	39.9
同年10月21日	佐久間玉治町長	田村郡常葉町	地租特免	66.4
同年10月23日	三輪正治町長	田村郡小野新町	地租特免	32.7
同年10月23日	根本芳右衛門助役	田村郡夏井村	地租特免	27.5
同年10月23日	吉田丕文村長	田村郡滝根村	地租特免	8.6
同年10月23日	吉田玉吉, 村長	田村郡飯豊村	地租特免	34.3
同年10月24日	菅村太事村長	田村郡美山村	地租特免	41.5
同年10月25日	大山高義村長	田村郡二瀬村	地租特免	25.4
同年10月28日	本多半四郎村長	田村郡沢石村	地租特免	77.7
同年10月29日	遠藤要人村長	田村郡逢隈村	地租特免	28.0
同年10月30日	宗像源蔵村長	田村郡芦沢村	地租特免	11.1
同年10月31日	田村謙治郎村長	田村郡中郷村	地租特免	7.0
同年11月 5日	橋本今朝松村長	田村郡御木沢村	地租特減	18.6
同年11月 7日	郡司昇内村長	田村郡大越村	地租軽減	32.7
同年11月	安瀬牛蔵村長	田村郡片曾根村	地租延納	8.7
同年12月 8日	丹伊内徳成助役	田村郡高野村	地租特免	28.8
(同年12月20日)	石川郡蓬田村 1人, 石川郡小平村 3人 石城郡三阪村 2人, 石城郡沢渡村 1人 石城郡川前村 2人		扶食料拝借(文書なし)	
同年12月26日	10郡36町村69人	(表7参照)	扶食料拝借	
(明36年 1月24日)	安達郡小浜町, 同木幡村, 同旭村, 同新殿村, 同高川村, 同白沢村, 同太田村, 同山木屋村		扶食料拝借(文書なし)	
(同年 2月 3日)	村長外 9人	岩瀬郡広戸村	地租免除(文書なし)	
(同年 2月10日)	村民一同	安達郡白岩村	扶食料拝借(文書なし)	48.8
(同年 2月16日)	安積郡長	安積郡	扶食料拝借(文書なし)	
(同年 2月18日)	7村民	田村郡	扶食料拝借(文書なし)	

<注>年月日の頁のカッコは、嘆願所の日付でなく、県が作成した文書の日付である。

らかになったためと見られるが、それにしても素早い取り組みであったと言える。たぶん、10月に提出するとすれば、村内での準備は9月ごろから始めたであろう。岩瀬郡牧本村では117人が連名で請願しており、西白河郡西郷村でも2つの地区の81人と331人から「陳情書」と「嘆願書」が提出されている。これらの村民をまとめるには相当の時間が必要であったろう。それを凶作が決定的となった10月に、すぐに提出できたのは、すでにこれと同様の経験が以前にもあり、凶作になると県等へ請願書を出すとの認識が村内にあったためと見られる。

今回の凶作に近い経験というは明治2年凶作(1869年)であり、それ以前では「天保の大飢饉」であり、「天明飢饉」であった。このような飢饉や凶作になると農民は藩主等に、年貢減免、扶食拝借等を願出、それが聞き入れられない場合は一揆に発展するケース<sup>12)</sup>もあった。これが、近世の農民の凶作時の対応策であり、そのような経験が、明治35年凶作時の嘆願や請願にも受け継がれ、村内での素早い取り組みと多数の賛同を得られた背景と仮定できまいか。

二つ目は、提出された地域が凶作の被害が大きく、窮民が多数出た阿武隈山系を中心とする町村であり、特に田村郡では15町村から提出され、それも町村長名で提出され、村長自らが中心となって実施していた。これは、当時の町村長が、行政機関の末端の責任者というよりも、近世の庄屋のような農民の惣代という意識がより強かったため、町村民の惣代として県に請願したのかもしれない。

三つ目は、12月ごろになると、町村が連合して請願する動きが出てくる。この連合も非常に素早く、12月26日の請願では10郡36町村の連合体になっている。村々の連合による請願の経験を遡ると、やはり近世の飢饉等での請願と一揆<sup>13)</sup>にたどりつき、その経験が各村々の素早い連合を可能にしたと背景の一つと推測する。なお、この具体的経過と内容については次節でまとめる。

四つ目は、嘆願、請願の内容であるが、地租

特免、地租延納、地租軽減というように、田畑への税金を免除、延納を願出する事例が17件と最も多い。これは、凶作により田畑で作った農作物が不作となり、その田畑に課せられた税金が払えないために出された請願のためである。もう一つが、扶食料拝借である。これは、凶作により食べる米等がなくなり、その購入資金の借用を願出たものである。10月、11月に地租特免が多く、12月から2月に入ると扶食料拝借が多くなるのは、月を経るにつれ税金の特免どころか食糧にまでこと欠くようになって来たことを示している。ただ、3月以降に嘆願等が見られなくなるのは、単にこの時期の資料が欠落しているためか、それとも他に理由があるのか、今後検討して行く必要がある。各村々での窮民への救済活動の効果の動向との関係も明らかにしないと、この辺の事情は判断できない。

いずれにしても、請願等の内容は、①地租減免と②扶食料拝借が中心であった。これらの内容は、前述した近世の飢饉時の要求と同様で、ここにも近世的な救済要求の発想が色濃く残っていると言える。なお、次項で詳しく紹介するが、県には、地租減免をする権限がなく国の権限であるとして、これらの請願を門前払いにしてしまう。また、扶食料拝借に至っては、これに該当する国の法律がないと、直接的な対応策を取らなかった。

これは、当時の窮民化した農民の中に、支配者側の凶作救済策として、近世の幕藩体制の中で藩主等が実施した地租減免や扶食料拝借という救済策が、継続されているとの認識が存在し、そのため、先のような2つの請願内容になったと言えまいか。しかし、現実の国家体制では、藩に替る権限が県にはほとんどなく、全てが国の法律の中で実施される体制に移っており、結果的には窮民の凶作に対する救済意識と、県の凶作に対する対応策の間に大きなズレが生じていたと理解せざるをえない。



## 2) 嘆願、請願の内容と県の対応

具体的にどんな内容の請願書で、県がどのように対応したかについては、地租減免と扶食料拝借の事例を一つづつ選び、その経過と内容をまとめてみる。

### (1) 田村郡飯豊村の地租特免請願書

田村郡飯豊村では、1902（同35）年10月23日付で「地租特免請願書」（1527）をまとめ、翌24日田村郡役所に提出し、同郡では、常葉町他4村から出された請願書と一緒に10月27日付で県に送付した。その後田村郡の各村では同様の請願書を同郡役所を通して県に申請しており、これらの請願がその後の各村のそれに影響を与えたことは確かである。ただ、同村の場合は、請願の中心となったのが、村長ではなく吉田玉吉であり、村民の中から請願要求が高まり、提出されたという経過は注目すべきである。また、他の町村は、請願書が短文で典型的な内容であったのに対し、飯豊村のそれは長文で、同村の位置と気候、近世からの凶作救済の経過、地租改正以後の村の運営、この凶作と台風による農作物や住家等の被害と救済の状況、そして村民の現況を切々と述べ、地租特免を訴えているの点に相違があり、大変興味深い内容なので、重要な部分を中心に次に紹介する。

坤第九五三号 地租特免請願書

福島県田村郡飯豊村

本村ノ位置ハ田村郡東北ニ位シ地盤最モ高く地味瘠薄山間假陬ノ寒村ニシテ所謂東西ノ水上東ハ夏井川西ハ逢隈川支川ノ上流ニシテ各字毎ノ深山溪谷ヨリ出ツル冷水ヲ以テ灌溉ニ充テ他村ヨリノ流水更ニ無之故ニ同郡内ト雖モ西南方部ノ村落ト地味及ヒ気候共甚タ異リ春秋降霜雪ノ時季ヲ比較スレハ殆ント五十日餘ノ暖気短縮ス随テ初夏ヨリ初秋ノ候雨天冷氣勝ニ際会セハ他郷ノ豊熟ナルニモ拘ハラズ違作凶荒ノ患ニ遭ヒ動モスレハ飢餓ノ災厄ニ罹リタル例古来ヨリ少シトセス近クハ天保ノ度及慶応二年明治元同二年等ノ如キ之レナリ就中茲ニ最近明治二年ノ事實ヲ槩 陳センニ気候不順ニ因リ稲作ノ収実ナキ為ノ官庁其悲境ヲ憫諒セラレ田租ハ悉皆免除ノ上低價ヲ以テ米穀ノ払下ケ又窮

民ニ対シテハ数ヶ月間ノ食料及種籽料ヲ併セテ年賦還納ニテ貸付セラル然レトモ同年ノ如キハ畑方ニ至リテハ特有物産ノ葉煙草及雑穀野菜ノ類ハ稍平年ニ劣ラサルカ如シスル地形ナルヲ以テ常ニ定免ヲ得難キ——中略——耕地ハ全面恰モ大湖ノ如キ状況ヲ呈シ為メ浸水ト暴風雨トノ被害ニテ稲作ハ悉ク空穂一粒ノ収實ナグ種籽ヲモ得難ク畑方亦葉煙草及大小豆蕎麥等ノ雑穀ハ勿論馬鈴薯蘿蔔ノ如キ副食物ニ至ル迄多トノ損害ヲ被リ猶住家全潰半潰ノ遭難者ハ住スルニ家ナク食スルニ糧ナキ悲境ナルモ全村挙テ住家及土蔵附属ノ建物等破損ヲ受ケサルモノナキカ故ニ各自ニ経営スルノ外他ニ助情救助ヲ仰ク途ナキヲ以テ現時餓ニ逼リ雨露ヲ凌キ兼ヌルモノニ対シ救助基金ノ内ニテ小屋掛料食料種籽料等ノ給与稟請中ニ有之候得共如何セン貧民多数ノ寒村貯蓄ノ米穀モ無之到底救助基金ニノミ依頼シ能ハサルハ必然ノ儀スル前古来聞ノ災害ニシテ居民ノ過半ハ糊口ニ差支今後活路ノ目的難相立慘状御憫察被成下非常破格ノ御詮議ヲ以テ至急實地御検査ノ上本年度地租特免相成候様其筋へ御稟請被成下度奉請願候也

明治三十五年十月二十三日 右村惣代

吉田玉吉 印

福島県田村郡飯豊村長大方助左エ門 印

福島県知事有田義資殿

この請願書でも前半の部分において、近世の饑饉や明治2年凶作の救済策として①田租免除、②米穀低価払下、③食料、種籽貸付を挙げ、これを前例として今回の地租特免を請願している点が目を引く。それは、この請願書が歴史的な認識や経験を持った人の手でまとめられ、同時に筆者が前項で指摘した、窮民化した農民の認識の中には、今回の凶作救済と近世の凶作救済に連続性があった、とする仮説を裏付ける重要な証拠の一つを提供してくれた点である。また、他村の数倍もの長文になったのは、この請願をまとめた人物が、村民の惣代として、困窮する村民の心情を、村民の立場から強く訴えたいがための一策であったとも理解できよう。

一方、この請願書を受け取った県では、10月29日付で庁内を回覧したが、田村郡へは回答し

なかった。この他の田村郡の各村からの請願書も、庁内を回覧しただけで、回答書は見当たらない。これは、県が田村郡の各町村からの地租特免等の請願を無視したためか、その回答書が『県庁文書』（1527）に残っていないかのいずれかである。

たとえば、10月16日付（収2第6095号）で岩瀬郡を通して出された、同郡牧本村の玉川伊三次他116人からの地租延納請願に対する県の対応は、「地租ニ関スル主管ハ税務管理局」であるとして、門前払の回答を岩瀬郡に照会している。いずれにせよ、この凶作時の地租関係の請願は、県の権限外との理由で門前払いになっており、田村郡への回答も同様の内容であったと理解する。

## (2) 各町村連合の扶食料拝借願

扶食料拝借願は6件あるが、このうち最も広域的な町村連合で県に提出した、1902（同35）年12月26日付（1527）のそれを紹介する。このような広域的町村連合がつけられた経過等については、次節に譲り、ここでは、この扶食料拝借願の内容と県の対応についてまとめてみる。

この扶食料拝借願は、石城郡他10郡内36町村の69人の惣代（表7）より、郡役所を介さず、県に直接提出された。その内容は次のようなもので、当時の窮民の飢餓に瀕する状況が手に取るように理解できる。

### 扶食料拝借願写

県下凶荒地石城郡三坂村外三拾五村惣代等謹テ救助料金拝借之件ニ付嘆願付仕候本年ノ凶荒ニ付左列記セル村々ハ明年度ノ種穀スラ無之随テ今ヤ生計次第ニ窮迫シ現ニ衣類家具ヲ無価格同様ノ廉価ヲ以テ売却シテ外国米ヲ購求シ粥トナシテ僅ニ五日三日ヲ送リツツアルモノアリ或ハ少量ノ玄米又ハ蕎麦ノ粉ニ蕪菜ノ類ヲ多量ニ加ヘ食料供シ飢餓ヲ凌キツツアルモノアリ或ハ葛根等ヲ掘採リ僅少ナル澱粉ヲ得テ一家数人ノ口ヲ糊スルモノアリ其外蕪ヲ製シテ餅様ノモノヲ作りテ之ヲ食シ其日ヲ送ルモノ三食ヲ二食ニ減シテ露命ヲ繋キ居ルモ

ノ等アリ其实情如此ナルヲ以テ病アルモ医薬ヲ得ルニ由ナク廉悪ナル食物ヲナシツツ自然ノ経過ニ任セ居ルモノモ不少其窮状容易ナラサル有様ニ有之而シテ今後時日ヲ経過スルニ從テ益々悲惨ノ現象ヲ呈□スルハ必至ニシテ且ツ諸程ノ納税ニ差支ルハ勿論一村ノ行政教育等ノ事ニモ非常ナル影響ヲ及シ殊ニ一時ノ飢餓ヲ免シカ為メ有害ナル物モ食フモノアルニ至ルヘク且ツ飢餓ニ迫ルニ及シテハ種々ノ罪ヲナスモノアルニ至ルヘシ故ニ今回ノ凶荒ハ□ニ農民ノ資力ヲ疲弊シ生計ヲ困難ナラシメ地方行政教育風俗等ニ至大ナル影響ヲ及ホスノミナラス其不良ノ食物ヲ用ルノ結果疾病ヲ生シ自然人命ニ関スルニ至ルヘク実ニ容易ナラサル場合ナルヲ以テ凶荒劇甚ナル私共村々ノ実況御見分ノ上扶食料貸付ノ方法御設ケ相成度此段請願奉り候也

明治三十五年十二月二十六日

石城郡三坂村惣代 吾妻平吉 馬目半右エ門 永山七右エ門（以下略）

この拝借願によると、衣類、家具を売り外国米を購入しそれを食する窮民、少量の玄米等に蕪菜類を多量に加えて飢を凌ぐ窮民、葛根等よりわずかの澱粉を得て食する一家、蕪を製して餅のようにしたものでその日を送る窮民等が多数いる現状が述べられ、これは、地方行政、教育、風俗に悪い影響を与えると同時に、窮民の命にかかわる問題であり、扶食料の貸付策を実施してほしいと請願している。窮民の生活状況については、県が内務省に報告した内容（158頁から160頁参照）とほぼ一致する認識を持っていることがわかる。

ただ、扶食料貸付に関しては、県はそのような認識を持っていなかったようで、先の惣代のいる最も近い信夫郡長宛に翌年1月15日付（内庶第362号）で、法令的規定がないため対応できないので、各郡町村において相当の方策を講じること。そして、この事に関係各郡を通して該当町村に通知するよう依頼した。

これで、請願をした窮民（農民）側が納得したわけではなかった。前節でも述べたように窮

民側の困窮状況はもっと深刻で、かつ、この請願を出すまでの各村々の連合の経過と実態やその後の展開には、彼らの大胆かつ主体的な行動が見られた。つまり、この凶作で窮民化した農民は、ただ受動的に行政からの救済等を待っていたのではなく、この窮状の打開策を県等の行政当局に要求する凶作救済要求運動を展開したわけである。これは、この当時の窮民の救済運動として注目すべきものがあり、時節でその経緯と内容を少し詳しくまとめてみる。

#### 4. 凶作救済要求運動の経緯と内容

##### 1) 安達郡内での活動

当時の新聞を見ると、この凶作に対し各種の組織、団体がそれぞれの立場で対応策を検討していたことがわかる。たとえば、福島県会では、有志者によって風水害救済会が設けられ、県議等が被害調査を実施し「救済上の事項を県有志者の手に移して大団体となし以て歩調を一致し遺憾なく救済の方法を講」ずるため、1902（同35）年11月30日に福島町公会堂<sup>14)</sup>で会合を実施していた。前日の29日には、同町で山林協会の総会が開催され「凶作地の窮民をして業務を得さしむる為め予定地以外と雖ども特に薪炭用として国有林野の立木払下を許可すること」等が決議<sup>15)</sup>していた。

また、安達郡等から選出された平島松尾代議士は、11月6日から安達郡、安積郡の各町村の被害状況を視察<sup>16)</sup>し、11月28日には平島代議士の上京に際して、郡内有志者が、二本松町大宗樓に集り、今回の凶作に対する救済策の実施と平島代議士の再選<sup>17)</sup>を次のように決議した。

- 一、行政財政の大改革を期すること
- 一、地租増徴継続案には絶対的反対を為す事
- 一、凶作地の地租特免を期すること
- 一、林野制度の改正并に国有林野の払下戻し等山付き村民救済の策を立つる事
- 一、罹災民救済を期する事
- 一、吾々同志の意志を代表し議会解散となりたる時は極力再選を期する事

（『福島民友新聞』明治35年11月30日付）

この会議は、安齋新八の司会で進められ、中川静、狩野忠太郎、安齋虎雄、後藤良助等が出席し、凶作救済に関しては、①地租特免、②国有林野払下、③罹災民救済を要望した。たぶん、平島代議士はこれらの要望を持って上京し、東京京橋区の開化亭で開かれた風水害地処分協議会の集会に出席<sup>18)</sup>したと見られる。同協議会は、11月28日栃木県、茨城県、千葉県、福島県、山形県等の代議士20余名が出席し、風水被害地の善後策について協議し、①東北、関東6県等の被害地への国庫補助、②地租特免を決議し、政府の意向を確かめることにした。

このように、県内外で県議や代議士等が凶作救済策を国等に要望する活動を進めていた。この原点となったのは各町村の有志者を中心とする窮民の凶作救済請願活動であり、先の安達郡の有志者の中には、のちに凶作救済要求運動の推進者になった同郡新殿村長安齋虎雄もいた。

そして、この新殿村では、12月中旬（日付不明）に、内務大臣と県知事宛に「扶食料貸下願」を請願<sup>19)</sup>した。つまり、代議士等から国への働きかけだけではなく、窮乏化した村民自身が国や県に食糧貸付を直接請願せねばならないほど追い込まれた状況にあったようである。「扶食料貸下願」の内容は、「本年に於ける凶荒惨害は既に本郡長閣下の報告」にて知っていると思うが窮状を述べ懇願したいという文章で始まり、まず、①同村内での近世からの凶作救済の経過として、天明、天保飢饉では藩主より扶食の貸付を受けながら、蕨根葛の根を掘り尽くし数百人の餓死者があり、明治二年凶作でも県より扶食米貸下と同郡大平村や田村郡鬼生田村等からの扶食及び種穀の借用、それに「蕨根葛根松皮草根等を補食し露命を全ふ」してきた。②今回の冷害と台風では「古今未曾有の惨状」となり、「田畑を皆無ならしめ住むに家なし食ふに粟なし進退全く谷（窮）まり如何んとも凌ぐこと能はざる悲境」にある。③そこで、本村500戸中平均以下の363戸（人口2893人）に1人1日白米3合を4ヵ月間、すなわち1,042石4斗

8 升の代金16,663円68銭（1石16円）を5カ年賦償還で貸付てほしい、という請願であった。

ここで注目すべきは、県内の1寒村が内務省にまで凶作救済を訴えようとした点である。（内務省に提出したとする裏付は確認できてないが）また、この請願を別の角度から分析すれば、前述したように凶作救済に対する請願行動の背景には、窮民化した農民の中に近世の凶作救済に連動する意識が内在し、その延長上にこの凶作での救済請願があったとする仮説を具体的に立証する事実が含まれている点である。天明、天保の飢饉でも、明治二年凶作でも、扶食米等が藩主及び県より貸付られていたという事実があり、その前例を前提にこの凶作でも扶食料を貸付てほしいとする請願は説得力がある。つまり、前例主義という歴史的背景の中で、村民には、凶作救済には扶食料貸付という意識が定着していたと言えるからである。なお、この請願の結果は不明であり、これまで調査した『県庁文書』ではこれについての文書は確認できない。

## 2) 石城郡、石川郡内での活動

一方、石城郡と石川郡では、11月5日に両郡が隣接する石城郡三阪村、沢渡村、川前村と石川郡小平村、蓬田村の5村有志者80余人が、三阪村の耕山寺において集合を開催し、凶作救済について協議した。集会は、午後1時から開かれ、遠藤兵吉が開会の主旨を述べ協議に入った。協議の中では、①境遇を同じくする村々と交渉し連合して救済運動を実施すること、②各村に規約をつくり、節儉、勤勉貯蓄を進め将来の凶作を予防すること等が提案された。その結果、佐川安太郎を座長として協議し次のような「協議事項」と「実行方法」を決議<sup>20)</sup>した。

### 協議事項

- 一凶作救済の為各村規定を設け充分の節儉をなすこと
- 二県令四十七号をよる収獲皆無地は免租することに極力運動すること
- 三暴風雨の為激甚なる被害者及農作物収獲皆無者

- に対し県税の免除を請願すること
  - 四国有林野の樹木廉価特売、風損木及肥料用生草は無代価払下並に原野は半年作に復する迄無料借地をなし開墾すること
  - 五林野制度の改正及引戻請願に就ては山林協会に応援し目的を貫徹すること
  - 六罹災窮民救助金の下付を政府及県知事に請願すること
  - 八種穀料の給与は県税戸数割平均等差迄給与することに請願すること
  - 八道路橋梁堤塘の復旧工事を速に起工せしめ地元村受負となすことに請願すること
- ### 実行方法
- 一右各項を実行する為各村に委員三名以上づつ選出すること
  - 二節儉規約は各別に定むること
  - 三請願書は各村に於て取調至急提出すること
  - 四各村連合通信所を上三坂とし事務員一名を常置し
  - 五通信所の費用は各村平等の負担とし各村の費用は各村の負担とす
  - 六本月十日を期し更に各村連合の大会を上三坂に開くこと
- （『福島民友新聞』明治35年12月9日付）

「協議事項」を見ると①節儉、②免租、県税免除の運動と請願、③国有林野の払下と無料借地の開墾、④林野制度の改正、⑤罹災窮民救助金の下付を国、県へ請願、⑥種穀料給与請願、⑦復旧工事の地元村受負の請願と、具体的で現実的な内容であった。「実行方法」は①各村に委員を3人以上置き、②上三坂に連合通信所を設け事務員を雇って各村との連絡を取り、③その費用は分担するという組織的で実践的な内容であった。

この集会で、他の困窮する村々へも運動の輪を広げるといふ広域的な運動に力点を置く提案が出されたことは注目すべきである。そのため、集会で決定したことを「協議事項」とし、各村々でその内容を検討する余地を残し、かつ「実行方法」の中で各村々を結ぶ組織網の充実を図っ

た。これは、凶作救済要求運動のネットワークづくりの試みと言えよう。

先の「協議事項」は、各村に持ち帰って検討され、12月10日再度上三阪で大会が持たれた。この大会を前に、東白川郡宮本村の村民も参加し、3郡連合の組織に拡大し、12月5日には3郡6村の協議会が開かれ、10日の集合を石城郡上三阪耕山寺で開催することを決定<sup>20)</sup>した。10日の大会では、参加者全員から「今数月を経は米穀の欠乏を告げ生業を営む事能はざる境遇に陥る<sup>21)</sup>」ので、全員で出福し閉会中の県会と県知事に請願すべきとの提案がだされた。しかし、有志者（発起人）より「大いにこの無謀を」いましめられ、23人の出福委員を選び決議事項を陳情し、目的が達せられない時は、村民が大挙出福することにした。そして、12月中旬（17日以前）に県知事及び県会を訪問し請願書を直接提出した。なお、請願内容は、先の石城郡三阪村と石川郡蓬田村を含む6村への「扶食料貸下願」だけになっており、請願の内容を限定していた。「同貸下願」の内容を要約すると、「私共村々本年の凶作により非常なる窮苦に陥り今や食物欠乏し將に路頭に餓死せんとする者あるに至り救済を仰ぐの止を得ざる場合に際会致候に付謹て左に情を具して憫願仕候」と餓死者が出る一步手前の窮状にあるとし、その理由として、①山間地にあり平年でも稲の青立があるのに今年台風と冷害のために稲作は8割から9割減し、「今や積雪冷寒の候に向んとするに食ふに物なく蕨の根を採り檜の実を拾いて露命を繋ぐ者数百戸」あること。②従来自由に使っていた国有林野が使えなくなり焼切畑、鹿野畑が減り、貯蓄が次第になくなっていったところに今回の凶作にあってしまったこと。③もし、全人口12,960人が1人1日3合宛を1年間消費すると14,191石を要するのに、現在1,900余石の米と180石の麦しかなく、これは2ヶ月間の食料にもみたくないこと。④壮者は出稼ぎに出ているが老幼婦女子は餓死を待つしかない状況にあり、実地見分のうえ6ヶ村の窮民に3月から6月までの4ヶ月間の扶食米代を貸与<sup>22)</sup>てほしいという内容で

ある。本文は、大変長文なので最後の部分とこの請願に同行した各郡惣代の氏名を次に紹介する。

然るに今日六ヶ村内に現在する米穀を調査するに村落の貯蓄米及び一ヶ人の所有穀物を合して米一千九百石余麦百八拾石に過ぎざるを仮りに之を分配して食料に供するものとするも今後僅に三ヶ月間を支えるに足らず好□葛又蕨の根を掘取りて之を補かとするも壯者一人の労働にありて得る所は僅に一人の食料に供するに足らず殊に所在の林野は多く国有なるを以て是亦容易に採取するを得ず如斯次第なるを以て私共村々は三月より六月即ち夏作収穫までの食料を得るの方法然之に付壯者は散して他方に出稼をなすとするも幾百人の老幼婦女子に至りては坐して餓死するを待つより外に詮術なき境遇に立至り候に付出格の御詮議を以て実地の惨状御見分の上六ヶ村窮民に対し四ヶ月分の扶食米代を貸与被成下度此段奉願候敬具而して各郡出福惣代者氏名は左の如し

国分久、氏家清、森岡莊作、大野常吉、佐藤倉治、阿部好貞、永山金三郎、関根専助、藁谷与七郎、大越伴次、菅野意三郎、安斎虎雄、根本喜助、吾妻平吉、芳賀喜平、吉田忠蔵

（『福島民友新聞』明治35年12月17日付）

ここで、注目すべきは、石城郡、石川郡、東白川郡の6ヶ村の請願に、他郡の惣代も一緒に同行している点である。惣代の氏名と出身を先の12月26日付の「扶食料拝借願写」に出てくる惣代氏名（表7）と照合してみると、氏家清は相馬郡津島村、森岡莊作は岩瀬郡長沼町、大野常吉は石川郡中谷村、菅野意三郎は安達郡木幡村、安斎虎雄は同郡新殿村<sup>23)</sup>というように、6ヶ村以外の計4郡5町村の人々が名を連ねていた。

このように、この請願は石城郡、石川郡、東白川郡内の6ヶ村への「扶食料貸下願」いであったが、相馬郡、安達郡等の村惣代も加わっており、すでにこの時点から、広域的な町村連合ができていたようである。そして、その最初の広域的町村連合による請願運動として、具体的要求内容がまとまっていた石川郡他2郡内6ヶ村

のそれを優先し、これに安達郡や相馬郡内の村惣代が協力することで、この広域的凶作救済要求運動が出発したと見てよかろう。なお、石川郡他6村の協議では、扶食料貸付請願という具体的項目はなく、むしろ地租や県税免除等が中心であったのに、その要望を「扶食料貸下願」だけに絞ったのは、先の安達郡新殿村のそれ(165頁右)に影響されたと言えまいか。事実、同村長安斎虎雄が惣代に名を連ねており、十分ありうることである。ここにも広域的な運動の相互作用がうかがえる。

これと並行して、石川郡ではもう一つの動きがあった。12月初旬同郡の郡民2,000余人が連名で、県会議長、県知事、農商務大臣、大蔵大臣、内務大臣に凶作救済の請願を実施<sup>23)</sup>した。中心となった人物は不明だが、これだけの郡民と国等への請願を進めるには、政治的な力が必要であったろう。だとすると、同地方は自由民権運動の発祥の地でもあり、この時期も依然として力を持っていた河野広中に関係する人々が中心であったと考えられる。

請願書は、提出先によって請願内容を変え、かつ長文であるため、提出先と請願項目のみまとめてみる。県会議長及び県知事へは、「県税賦課免除及種穀料給与並に補助に関する請願」と題し、①県税戸数割及び地租免除、②種穀料給与並に補助を請願した。農商務大臣には、「国有林野特別借地他開墾及び主副産物払下げに関する請願書」として、①国有林野特別無料借地開墾、②国有林林野内樹木特別払下、③国有林野内生草特別無料払下を要望した。大蔵大臣には、「地租免租及延納之義請願」ということで地租の免除と延納を求めた。請願書の日付は「明治三十五年十一月日<sup>24)</sup>」となっているが、11月に提出したかどうかは不明である。

この請願内容は、石城郡と石川郡内の小平村他4ヶ村が、凶作救済のために決めた「協議事項」(166頁)とほぼ一致しているところから見て、同郡の小平村、蓬田村の関係者や、当時代議士であった河野広中に近い人々が協力して署名運動が11月頃から展開され、2,000余人の署

名を集めたと見られる。そうでなければ、農商務省とか大蔵省とかへの請願という発想は出にくかったと言えまいか。また、この請願は、先の小平村等の動きと無関係でなく、密接な関係にあったと判断できよう。

なお、この時期、前述したように県会においても、国に凶作救済を求める働きかけを実施しており、12月16日には、朝倉鐵蔵県会議長名で内務大臣宛に凶作救済の「建議」が提出<sup>25)</sup>された。また、関東、奥羽の代議士たちも、再三再四内務省、大蔵省と交渉し、①地租特免、②金品下付、③山林払下等を交渉<sup>26)</sup>していた。このように、凶作救済要求は、窮民化した農民だけでなく、全国的な動向であったと言える。

### 3) 広域的町村連合による要求運動

先の広域的町村による扶食料貸下請願活動が基盤となって、12月25日11郡から71人の町村長有志が集り、福島町公会堂で凶作救済協議会<sup>27)</sup>を開き、凶作救済を要求する運動に発展する。主な出席者は表7の○●印の人々<sup>28)</sup>等で、座長には佐藤重威(蔵)が推され、県知事と大林区署長に請願書を提出すること等を協議決定し、両者への陳情代表を選出した。最後にこの協議会に出席していた朝倉県会議長より、県会から内務大臣への凶作救済「建議」の提出や中央の政況が報告され散会<sup>29)</sup>した。

この協議会の決定事項(協議事項)は、次の8項目で、①県債による食料貸付、②農工債券による農業資本の貸付、③節約規約の決定、④国有林野の払下と無料開墾、⑤国有林内の蕨、栗等の無料採掘、採取、⑥山林協会総会や救済会(県の「建議」のことか)の決議事項を実行することであった。

また、広域的な運動を展開するための組織形態として、福島町に事務所を設け、各郡に通信所を置き、各町村に委員1人、各大字に惣代1人を置くというネットワークをつくり、財政的には、福島町事務所の費用を各町村で負担し、郡村内で係る費用は各郡村で負担することを決めた。

### 協議事項

- 一臨時県会を開き県債を起し凶作劇甚地方に対し食料を貸付し三十六年農作付の便宜を興へられんことを請願すること
  - 二農工債券を発行し農業上必要の資本を貸付することを農工銀行に交渉すること
  - 三凶作救済の為規約を設け充分節儉を為すこと
  - 四国有林野の樹木廉価払下損木無代価払下及肥料用生草無代価払下を出願すること
  - 五補食物（馬鈴薯、蕎麦、甘薯等）作付の為め国有林野無立木地無料開墾を請願すること
  - 六国有林内の蕨及葛の根無料採掘を出願すること
  - 七国有林野副産物（栗実、菌、蕨の類）無料採取を出願すること
  - 八山林協会総会及救済会の決議の事項を図ること
- 実行方法
- 一福島町に事務所を置き各郡に通信所を置くこと
  - 二各町村に委員一名各大字に惣代一名を置くこと
  - 三福島町事務所の費用は各町村連帯の負擔として其郡村に係る費用は各郡村の負擔とす

（『同上』明治35年12月27日付）

この決定事項（協議事項）は、安達郡新殿村の「扶食料貸下願」や石城郡、石川郡内5ヶ村の「協議事項」を前提に、より具体的、現実的な内容にしたもののようで、特に、財政的裏付として県債等の発行を掲げている点は注目すべきである。このため、各要求事項は当時の県等とでも実行可能な内容にまで詰まっていたと言えよう。たぶん、これまで2回の県への請願の折、法律的根拠がないとか、財源的裏付がないとかで門前払にされていた交渉結果を踏まえ、より具体的、より現実的要求内容とし先のような要求項目が提案されたと考える。また、「実行方法」については、石城郡、石川郡内5ヶ村の組織モデル、財政分担を発展、踏襲しており、いずれの点においても前項1)と2)で紹介した活動を基礎とし、広域的な凶作救済要求運動に発展して行ったと言えよう。

12月26日には、代表委員が県庁を訪れ、書記官と面接し、「扶食料拝借願」（164頁参照）を提出し、各郡の状況を陳情した。これに対し書

記官からは「目下の状態を調査し其善後策を最急に講ぜざるべからざるに於ては臨時県会を召集して救済すべし」との回答があった。その後、大林区署にも出向き「願書」を提出し、先の四から七の事項（協議事項）についての実施を請願した。県への「扶食料拝借願」については、『県庁文書』（1527）にも綴ってあり、『福島民友新聞』（明治35年12月27日付）とほぼ同様の内容であった。

次に『県庁文書』の「扶食料拝借願写」<sup>27)</sup>に名を連ねた惣代の出身郡町村と氏名をまとめると表7のようになる。これらの町村は窮民率が50%以上のところが多く、凶作救済要求運動の中心となったのは、阿武隈山系等の山間部の最も困窮した町村（図1）であったことがわかる。また、このメンバーは、12月25日の凶作救済協議会の出席者とほぼ一致し（表7○●印）、これらの人々が凶作救済要求運動の中心人物であった。この中には、安達郡新殿村長安斎虎雄のように村長自らが村惣代としてこの要求運動の先頭に立った人物もいた。村長自らが先頭に立っていた町村は、確認できるだけでも、石川郡小平村長遠藤兵吉、安達郡木幡村長菅野意三郎等8村（表7●印）もあった。当時の村長は行政の末端の責任者であると同時に、村の代表として村民の立場にも立つという2面性を持っていた。先の村長たちは、村民の立場に立つことを優先して行動したわけで、これは、近世の庄屋等と同様に村の惣代としての意識が強いがために、村の代表としてこの凶作救済要求運動の先頭に立ったと理解できよう。ここにも、この要求運動が近世からの継続性も物語る一因を見出すことができる。

なお、この県への請願は、前節（164頁右）で述べたように、法的根拠がないという理由で却下されてしまった。

## 4) 安達郡内での窮民救済要求大会

### (1) 救済要求大会と要求内容

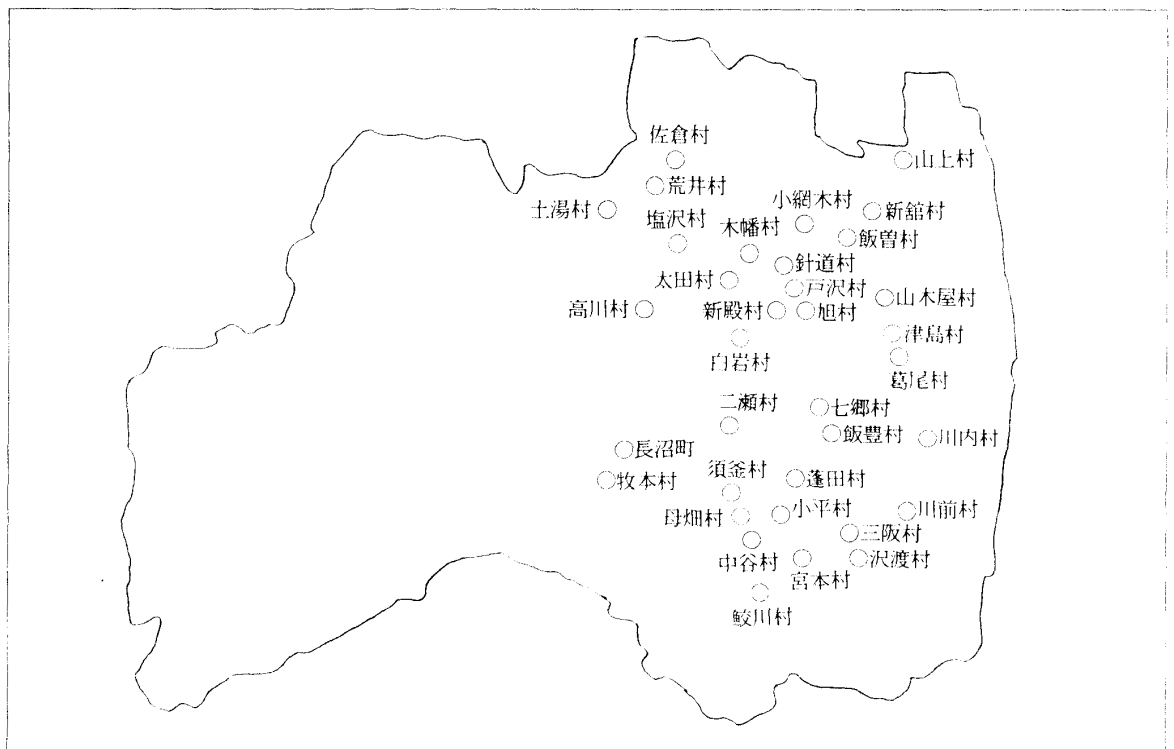
広域町村連合の県への請願が却下されても、この要求運動は挫折しなかった。むしろ、厳冬

〈表7〉「扶食料金拝借願写」を請願した町村別惣代氏名

郡名	町村名	惣代氏名	窮民率	郡名	町村名	惣代氏名	窮民率				
石 城 郡	三 阪 村	○吾妻平吉, ○馬目半右衛門 ○永山七右衛門	22.3	安 達 郡	旭 村	●斎藤重治	55.6				
	沢 渡 村	○佐藤倉治,	23.8		針 道 村	□柄貞蔚, 木口庄太郎 太田丈右衛門, 菅野清松	9.6				
	川 前 村	○根本嘉之次	55.2	岩 瀬 郡	長 沼 町	○森岡庄作, ○遠藤栄助 ○加藤吉太郎	30.1				
石 川 郡	小 平 村	●遠藤兵吉, ○大寺藤太 ○三本松清重	61.2		牧 本 村	小山宇右衛門	50.5				
	蓬 田 村	宗像鬼子蔵, 遠藤司書	47.1	相 馬 郡	山 上 村	○佐藤重蔵	37.5				
	母 畑 村	○赤塚与次郎	8.0		飯 曾 村	○菅野義久, ○赤石沢八郎	63.2				
	中 谷 村	大野常吉	20.6	田 村 郡	二 瀬 村	○植田喜吉	34.3				
須 釜 村	須田久太郎, 塩田徳蔵	21.2	飯 豊 村		石井謙吉, ●吉田玉吉						
東 白 川 郡	鮫 川 村	関根半治, 鈴木源之助	19.2	七 郷 村	村上常義	伊 達 郡	小網木村	○菅野利兵衛	21.4		
	宮 本 村	○大越半治, ○岡部□作	18.8	荒 井 村	曳地千代治, 加藤三四郎 加藤庄左衛門, 阿部峯治						
安 達 郡	白 岩 村	○石川吉助	48.8	信 夫 郡	佐 倉 村	阿部幸吉, 高橋興三郎 佐藤留吉, 佐藤兵蔵	12.9	土 湯 村	渡辺和吉	26.8	
	山木屋村	○広野利三郎, ○菅野栄七 ○広野浅治, ○赤井 操	12.3		安 積 郡	丸 守 村	○橋本権内, ●若林善作		3.0	双 葉 郡	川 内 村
	木 幡 村	●菅野意三郎	43.3	川 葛 尾 村		大山高常, 石井覚次郎 松本隆, 松本好貞	45.8	津 島 村	○氏家清		
	塩 沢 村	斎藤市右衛門14.3	23.2		高 川 村	○新殿村			旭 村		山木屋村
	太 田 村	左藤重治		98.3		白 岩 村	七 郷 村	飯 豊 村			
	新 殿 村	○本田弥助, ○村田友三郎 ○矢内亀太郎, ●安斎虎雄	37.8		二 瀬 村				○七郷村	○飯豊村	○川内村
	戸 沢 村	●本田重郎右衛門		100		長 沼 町	須 釜 村	蓬 田 村			
	高 川 村	○佐藤喜太郎, ○三浦吉松 ●河野左門太	45.8		牧 本 村				母 畑 村	小 平 村	三 阪 村
				中 谷 村		宮 本 村	沢 渡 村	鮫 川 村			

〈注〉伊→伊達郡, 安→安積郡, — は憲政本党関係者

〈図1〉「扶食料金拝借願写」を請願した町村分布状況





を迎え飢餓に迫った窮民は、各地で凶作救済要求運動を展開した。安達郡内では「嚴寒降雪によって下層細民は労働の途を遮られ刻々困憊の有様に陥り今は餓死」に迫る者が300人<sup>28)</sup>もあり、肉親へ食料を分け与へることを惜しむという状況で、中流以上の人まで食料に窮し路頭に迷うほどであった。各村では、1,000円以上を使って窮民救済を実施していたが、毎日村民が役場に押しかけ救助金給与を請願していた。このため、前述のように県に扶食料貸付、内務大臣に地租延納特免を請願したが、はかばかしい結果は得られなかった。そこで、1903（明治36年）1月14日には、藤井郡長と税務署長にも同様の陳情を実施<sup>29)</sup>した。これらの活動は、木幡村、太田村、新殿村、戸沢村、山木屋村、白岩村、高川村、旭村の各村長や惣代18人（表8の1/14〇印）が日々二本松町の扇屋、橋本屋等に集り善後策を検討<sup>28)</sup>しながら進めていた。

このように、安達郡内の各村々では、国や県への請願以後も、村長等が中心となり、各村々が連合して計画的な運動を進めていた。しかし、扶食料貸付も地租特免も実現しない中、木幡村長や新殿村長が中心となり、安達郡東部災害救済会を組織し、事務所を針道村旅亭榭屋<sup>29)</sup>に設け、集団行動に訴える運動に切り替えた。2月5日有志者10数人が同所で会議を持ち、翌6日各村の窮民（村民）を集めて「救済大会」を開催<sup>29)</sup>することに決定した。これは、従来の国、県等への陳情運動では、何の解決策も引き出せなかった反省から、窮民自身が集団行動を起すことで、県や国に窮民の要求を受け入れさせる要求運動に発展していく行動と理解できよう。

6日は、午前5時ごろから1,000余人の窮民が「蓆旗」を立てて集り、「救済大会」は安斎新八郡会議長を会長とし、扶食料貸付願等を再度要求し、これが受け入れられなかった場合は「大挙出県」し、県知事に陳情<sup>29)</sup>することを決めた。その経過と要求内容等については、『福島民友新聞』2月10日付に掲載されており、少し長文ではあるが「救済大会」の臨場感を理解してもらおう意味からも次に紹介する。

### ○窮民会合詳報

—前略—翌六日午前五時頃より各腰弁当に草鞋を穿ち赤毛布又は引廻はし等を着て会集する者無量一千余名午前十一時頃には諏訪神社内に入る能はず諏訪山及び庭前に数十カ所火を焚きつつ救済会と大書せし蓆旗を立て各々打合はせを為し針道駐在所にては此光景を見るや直に態□を以て安達警察署に急報し鴨原同村長も大に驚き同駐在巡査と打合はせを為す等非常の混雑を極めしが聽て菅野意三郎氏大声疾呼して起立し開会の趣旨を述べ又昨年九月二十八日の暴風雨被害及び不良作に就て是れまで運動したる経過を報告し尚ほ細民救済の目的を達するには一致結合の力を以て断然たる決心を要すと陳ぶるや拍手の音賛表の聲相和して百雷の如くに起る亞で安斎虎雄氏進み出て会議の整理上会長を設けんと述べ満場異議なく安斎新八氏を指名し同氏会長席に着き左の条項を協議に付したり

一吾々凶作村民は協同一致殖産を督励すると共に  
勤勉貯蓄をなすこと

一扶食料貸付願不許可に付再願をなすこと

一扶食料貸付再願許可せられざる時は一同出県し  
細民の窮状を訴へ貸与を請求すること

一本会より委員（一村一名以上）を挙げ細民の窮  
状を県知事及び郡長に陳情すること

一第十八議会の成立をまち収穫皆無地の地租特免  
を貴衆両院へ請願する事

一吾々凶作村の視察を県會議員に請求すること

赤井操浦山治右衛門氏等より「吾々窮民一同は此場より直に出県し知事に陳情し目的を達すること」の緊急動議を提出し之を裁決せんとするや賛成の声四方に起りしかば菊地次郎右衛門氏進み出て今茲に於て悉く議決するは甚だ穩かならざるものを以て先ず委員を出県せしめ具さに事情を知事に開陳し尚ほ其目的を達する能はざるときは大挙出県するも遅からざるべしと述べ安斎虎雄氏地租増徴継続の反対理由農民生活と官吏生活の程度等を比較し農民救済を図るは自ら一致団結の必要を論じ次に会長安斎新八氏の指名にて左の諸氏を委員に選定して午後四時頃解散せり

この大会には、平島代議士も出席する予定で

〈表8〉安達郡内各村の村長、惣代、有志者

村別氏名	1/14	2/6	村別氏名	1/14	2/6	村別氏名	1/14	2/6
木幡村 ●菅野意三郎 武藤弥惣治 丹治伊之介 高野助之丞	○	○	戸沢村 ●本多重郎右衛門 ◎佐藤喜太郎 三浦吉松	○	○	旭村 ●斎藤重治 門馬丑太郎 ◎町久我治 渡辺佐太郎 伊東 一	○	○
太田村 △菅野栄作 村上彦十郎	○		山木屋村 ●広野利三郎 赤井 操 広野浅治	○	○	針道村 ◎太田丈右衛門 菅野清松 木口庄太郎		○
新殿村 ●安斎虎彦 本田弥介 村田友三郎 ◎安斎新八	○	○	白岩村 ●石塚利二 石橋次郎左衛門	○	○	不明 三瓶嘉介 菊池次郎右衛門 菅野栄十郎 嶋原幸太郎		○
			高川村 ●河野左門太	○	○			○

〈注〉 ●村長, △助役, ◎郡会議員

あったが、到着が遅れ出席できず、その後宿泊先で関係者と協議した。この大会の中心となった主な関係者は表8（2/6○印）のようになり、木幡村他8村の村長、惣代、郡会議員等であり、村全体が一致して要求項目の実現を目指していたと言える。

以上のように、各村々の村長がこの「救済大会」の中心的役割を果たしているのは注目すべきである。「蓆旗」を立てて集合を開くというのは、さながら近世の一揆の前兆を思わせる行動であるが、このような行動を起した背景の一つには、この地方では近世（寛延2年）の凶作時に一揆を起した経験が、農民の間に長く言い伝えられていたふしがあり、それが先の「救済大会」に結びつく一因になったと考えられるからである。実は、この「大会」の主催者である安斎虎雄新殿村長は、1941（大正3）年11月に古老等の話や旧家の古文書を使って『由来記』という新殿村史をまとめている。その中に「寛延年中百姓騒動ノ事」という項があり、百姓が各地で集会を持ち一揆を起したことがまとめられている。このことから見て、安斎村長等は、1749（寛延2）年の一揆をどこかで意識し、こ

の「救済大会」を計画したとの見方もできなくはない。

## (2) 県等の対応

先の新聞記事の中にも書れていたように、この「救済大会」を知った針道駐在所は、同村長に知らせ、両者よりそれぞれ安達郡長、二本松警察署長、そして、福島県知事、同県警部長へ報告された。その経過と内容については、『県庁文書』（1530）に資料が残っている。まず、安達郡長は、2月7日付（号外）でこの大会は「扶食料貸付願ニ対シ不許可ニ付尚進シテ再願等ノ協議」のための集会で、「新聞ニ載スルカ如キ形態」ではなく、被害の大きかった新殿村等の村長他500人ほどの参加者であったと、主な参加者（資料現存せず）と「決定事項」（新聞記事と同様）を添付し報告した。この報告内容は非常に冷静で、重大な問題と取り扱いたくなかったように読み取れる。

一方、二本松警察署長からは2月7日付（二〇第9号）で、①新殿村長等が発起となり、旧正月ということで300人という案外多く人々が集合し、7項目を協議決定したこと。（新聞記事と近い内容）②集会は2時30分に散解したが、

「突然多数ノ集合ヲ催シ且ツ穩カナラサル決議等ヲ為シタルモ其内容ハ虚勢ヲ張テ救助出願ノ目的ヲ望セントシ一ハ選挙ニ関スル平島派ノ勢力ヲ得ントノ計画」であり、平島代議士派の村長等が窮民を扇動した動きで、「今後ニ対シ警戒ヲ加フル見込」であること。③平島松尾（代議士）の行動を内偵すると、午前中福島に着き集会に出席する予定であったが、午後3時過に到着し集会には出ず、宿で4人の有志と面接したこと等が報告され、木幡村長や郡会議長等9人の主催者の氏名が付されていた。報告書の結論は、平島代議士派の村長等が窮民を扇動し、自派の勢力拡大の集会であったとしていた。

この2つの報告は、「救済大会」の目的に対する認識に大きな相違があった。そして、これらの報告を受けた県では、2月9日付（内庶第1247号）で安達郡長に対し、①扶食料貸付は該当する法律がないので対応できないことを窮民によく説明し、救助の必要がある時は隣保相扶に基く地方有力者による救助、次に町村費による救助を行い、かつ救助によって貧民が依頼心を起さぬように注意すること。②「町村長ノ身ヲ以テ細民ヲ集メ不穩ノ行為ヲ敢テスルカ如キハ其職責上□不都合ニ付」厳しく監督し、「不心得ノ行動ヲ為サザル様篤ト示達シ」これに応じない時は許さないこと（「假借セザル」）を通牒した。これは、権力による窮民の凶作救済要求運動への直接的妨害行為であった。

この指示を受けた安達郡長は、さっそく（2月11日）、木幡村長、新殿村長、戸沢村長を呼び、村長の職にある者が窮民を集合せしめ不穩の行為を行うことは職責上不都合であり、その時の協議事項を取り消すようにと、午前10時から午後2時までの間嚴重に指示した。これに対し3村長は協議事項の取消に同意してし、県への再請願も、集団行動も不発に終わってしまった。

なお、これと前後して、安達郡長は白岩村民からの「扶食料御貸下願」を県に進達していたが、これについても県は、「同様ノ出願」はす

でに却下しているのに、漫然と進達するは「職責上不都合」であるとし、2月10日安達郡長を召喚し訓示することにした。このように、県は郡長を通して、運動の中心となっていた木幡、新殿、戸沢の各村長に圧力を加え運動の中止を強要し、郡長にも窮民の救済要求には厳しい姿勢で望むように求めた。

2月14日には、内務省の井上友一内務書記官が、凶作地視察のため安達郡新殿村等を訪れた。井上書記官一行は、安齋村長等の先の「救済大会」関係者の出迎えを受け、窮民宅を視察し、窮状を見かねて窮民に50銭を恵与し、その後田村郡内を視察し、帰京<sup>30</sup>した。安達郡等での窮民の不穩な動きは、内務省にも伝わっていたようで、井上書記官の視察もその一環であった。また、同省吉原内務局長より、2月14日付（秘第18号）で「細民ノ膏血ヲ吸収シテ運動費ニ充ルモアルヤノ風説」があり、十分取り締り、調査報告するよう指示が入った。県では、さっそく（内庶第1495号）調査の結果そのような事実なしと回答した。つまり、内務省も、福島県内の窮民の運動は取り締るべきだと考えていたことがわかる。

このように、窮民の要求は県等に受け入れられる情勢にはならなかった。このため、新殿村では、窮民100人が2月28日の村議会に連署で「農扶食米貸下の請願」を提出<sup>31</sup>した。これに対し、安齋村長や安齋新八等は、有力者と協議し対応策を検討することにした。また、同日の村会では、村費節約の請願、そして、関係者の強い慰留にもかかわらず安齋虎雄村長の退職が決議<sup>32</sup>された。これは、同村長が、先の「救済大会」の中心人物の1人で、県から嚴重注意を受けた関係で村長を辞職したと見られる。

なお、石川郡内の中谷村、蓬田村、須釜村、小平村の有志者も、2月18日郡役所を訪れ、「一日も早く救済策を施す」ことを陳情し、郡長もこの希望を郡会に諮ることを約束したので、これを受け入れ帰村<sup>33</sup>するという動きも見られた。このように、村長だけ押えても、窮民の救済要求は止らなかつた。

## 5. まとめ

紙面の関係で一応ここまでで止め、残りは次回に報告することにするが、これまでの研究を通して明らかになったことをまとめると次のようになる。

①広域的町村連合による凶作救済要求運動は、阿武隈山系の山間部の町村を中心に組織されるが、これは同地域がこの凶作で最も被害が大きく、窮民が多数おり、村の存亡がかかるくらいの深刻な状況にあったためである。また、このため、村長等が運動の中心となった村もあり、窮民を多数組織化し、「救済大会」のような集団行動を起せる大きな凶作救済要求運動に発展したと言えよう。当然、この運動が、県会や代議士の支援を受けたことも、広域的な組織化に役立ったことも付け加えておかねばならないが、

ただ、この要求運動は、当初から組織的な性格を持っていたわけではなく、むしろ、各地の村々で自然発生的に生れたものが、連合して行ったと見られ、各地の活動はそれぞれ独自に実施されて行った。このため、県へ請願が挫折しても、各地で運動が継続された。そう見ると、この運動の源流は近世の一揆に求められるかもしれない。その意味でこの時期の福島県内の救済運動は、一村が困窮するような状況の中で自然発生的に生れ、地元の有力者を中心に実施される、近世の一揆に源流を持つようなタイプの運動と言えまいか。

②窮民の救済要求の内容は、地租減免、扶食料貸付、国有林野の資材払下等で、いずれも金品を直接無償で求める直接救済ではなく、生活上の間接的救済を求める内容であった。このような間接的救済のルーツも、近世の飢饉等での藩等の救済にあり、窮民は明治以後の凶作救済でも旧来のそれを要求した。しかし、国家体制は中央集権となり、上記等の要求を県レベルで決定する制度にはなっておらず、逆に要求運動に強い圧力をかけ、結果的に要

求は拒否された。これは、窮民側の救済意識が近世と連続性があったのに対し、国側は明治以後体制が変わり非連続となっていたために起った現象と解釈できよう。また、当時の窮民が意識する凶作救済とは、間接的救済であったと理解できよう。

## <註>

- 1) 拙筆「東北三県凶作と岡山孤児院の貧孤児救済に関する研究」『東北社会福祉史研究』第3号、1980年11月発行他10編
- 2) 拙筆「福島県移民史研究Ⅰ」『東北社会福祉研究』第10号、1979年6月10日
- 3) 福島県『明治三十五年福島県凶荒誌』1910(明治43)年3月31日発行 33頁
- 4) 天栄村史編纂委員会編『天栄村史』第1巻 1990(平成2)年3月31日発行、565頁
- 5) 3)の21頁
- 6) 3)の11頁
- 7) 3)の39頁
- 8) 3)の66頁
- 9) 3)の222頁の岩瀬郡各町村別の「窮民調査表」を参照すると7町村の合計である。
- 10) 3)の60頁から65頁
- 11) 3)の69頁から71頁
- 12) たとえば、天栄村史編纂委員会編『天栄村史』第1巻、1990年3月31日368頁(天和元年の白河領惣百姓訴願)、418頁(享保5年の大一揆)、421頁(享保8年の村方騒動)、450頁(藩主が飢饉御救夫食を手配)。この他県内の各藩、幕領にも多数の事例がある。(『福島県史』第3巻)
- 13) 吉田勇著『ふくしまの農民一揆』(1977年2月10日)に、近世の福島県で起った一揆の件数、内容等がまとめられ、村々の連合で実施した事例も紹介されている。また、一揆総数177件のうち14件が扶食米金に関するもの(24頁)であった。
- 14) 「風水害救済会」『福島民友新聞』1902(明治35)年11月30日付、「災害救済の会合」『同上』同年12月2日付。

- 15) 「山林協会総会」『同上』 同年11月30日付。  
「山林協会総会」『同上』 同年12月 5 日付。
- 16) 「平島代議士の視察」『同上』 同年11月11日付。  
「平島代議士の視察概況（一）」から「同  
（十三）」『同上』 同年11月11日付から12月 5  
日付の間。
- 17) 「安達郡有志の決議」『同上』 同年11月30日  
付。
- 18) 「各県代議士の決議」『同上』 同年12月 3 日  
付。
- 19) 「扶食料貸下の願」『同上』 同年12月26日付。
- 20) 「二郡救済協議会」『同上』 同年12月 9 日付。
- 21) 「三郡連合救済会」『同上』 同年12月14日付。
- 22) 「石川県民の請願」『同上』 同年12月11日付。  
12月12日付。 12月13日付。
- 23) 「救済の建議案」『同上』 同年12月17日付。
- 24) 「中央救済会の運動会」『同上』 同年12月17日  
付。
- 25) 「凶作救済の連合運動」『同上』 同年12月27日  
付。
- 26) 25) の記事の「主な出席者」の氏名には多少  
誤記があるようで、この点は12月26日「扶食  
料拝借願写」にある氏名を基準にした。
- 27) 『県庁文書』では「写」となっているが、これ  
は提出された「扶食料拝借願」の本文を後日、  
県庁の役人が写し、その文書（「写」）が『県  
庁文書』の中に残っていたためである。した  
がって正式の「扶食料拝借願」は見当たらない。
- 28) 「安達郡民の窮状」『福島民友新聞』1903（同  
36）年1月17日付。
- 29) 「窮民会合詳細」『同上』 同年 2 月10日付。
- 30) 「内務書記官の視察」『同上』 同年 2 月19日付。  
視察日程は、14日新殿村、15日旭村、16日田  
村郡二瀬村、その後、片曾根村、文珠村、三  
春町へ。
- 31) 「農扶食米貸下願」『同上』 同年 3 月 3 日付。
- 32) 「村費節約の請願」「村長助役の選挙」『同上』  
同年 3 月 3 日付。
- 33) 「農民郡衛に哀願す」『同上』 同年 2 月25日付。